

# クラインガルテンによる地域活性化への期待とそのための計画

## Potentiality and Plans for Local Revitalization in Kleingartens

○井上真美\* 牧山正男\*\*

INOUE Mami\* and MAKIYAMA Masao\*\*

### 1. はじめに

クラインガルテン（滞在型市民農園，以下，KG）は，都市住民の農園体験，田舎暮らし体験のための施設であるのと同時に，地元地域への活性化効果も期待される．多くのKGにおいて，地域活性化を目的とした様々な取り組みが計画され，実行されている．著者らはこれまで，そうした計画に基づく都市農村交流の実態などについて事例的に見てきた<sup>1)2)3)4)</sup>．

一方，著者らは地域の活性化について，①経済的活性化，②精神的活性化<sup>5)</sup>と，さらに③社会的活性化，の3者に分類している．

本報ではこうした観点から，改めてKGの有する地域活性化への期待，ならびにそれに向けて執るべき計画について整理し，残された課題を明確化することを目的とする．

### 2. KGによる地域活性化への期待と計画

KGは，グリーン・ツーリズムの一種として

は極めて高額な利用料を利用者（都市住民）が支払いながら，当該農村に宿泊滞在を行うこと，また農園である都合上，定期的かつ反復的な利用が行われるという特徴がある．

それらのため，前述の①に関連して，利用者が当該地域に還元する金銭も多額であると考えられる．そのため，それが適切に当該地域に還元されることが望ましい．

また②に関連して，地元住民が利用者を意識しやすいこと，また相互に接する機会を多くしやすいことなどの効果が期待できる．

こうしたKGが有する地域活性化の可能性を意図して，多くのKGにおいて，利用者に対して契約の際に規約を課して方向付けを行っている．また地元住民にはこれらの受け皿となるような役割を持たせており，また場合によってはそのための新たな組織を組ませることを計画している事例も数多く見られる．

**Table 1** クラインガルテンが有する地域活性化を意図した計画の一例  
Some samples of plans to intend local revitalization in Kleingartens

	坊主山クラインガルテン (長野県松本市四賀地区)	小野子クラインガルテン (長野県飯田市)
開園年	1994年(当時は四賀村)	2001年
区画数	52	10
利用料	10~25万円	35~38万円
利用期間	5年以上の利用を許容	5年以上の利用を許容
利用規約	利用者による農園管理	「自ら市民農園を利用し耕作できる」
	地元住民との交流	「自ら市民農園を利用し耕作できる」 「地区民と積極的に交流する意思」
	イベントへの参加	「年間活動プログラムに参加する意思」 「年間活動プログラムに参加する意思」
	利用日数の設定	「1か月に3泊ないし6日以上利用」 「1か月に3泊ないし6日以上利用」
地元での日用品の調達	「日用品・資材等は地区内で調達」 「小野子集落周辺の商店で極力買い物」	
利用者の人選	個別説明会→抽選	現地の見学→抽選
管理運営主体	四賀むらづくり株式会社(第3セクター)	農事組合小野子(地元住民組織)
利用者への支援組織	田舎の親戚制度(ボランティア)	(上記の農事組合法人が兼務)
イベント	・管理運営主体が開催 ・地元住民，利用者は参加のみ	・地元住民組織が開催 ・利用者は地区の祭りにも参加

注釈：「」は規約の本文からの引用．

\*東京農工大学大学院連合農学研究科 United Graduate School of Agricultural Science, Tokyo Univ. of Agri. and Tech.

\*\*茨城大学農学部 College of Agri., Ibaraki Univ. キーワード：クラインガルテン，地域活性化，計画

Table 1に様々な仕組みを用意しているKGの一例を示す。以下ではこのような計画を設ける際の留意点について論考する。

### 3. 都市住民を方向付けするための仕組み

KGの利用料は10万円台から70万円台へと幅広く分布しているが、多くは35～45万円である。利用料収入から地元還元される事例も見られる<sup>2)</sup>。空き区画への応募倍率が数10倍にのぼったKGもあり、そこでは利用料を増額できる可能性もあった。しかし、団塊世代の大量退職時代が過ぎた昨今では、利用料によっては応募者の減少も懸念される。

KGは市民農園である以上、利用期間は法的に最長5年である。5年の年限を厳格に運用しているKGや、中には最長3年に制限しているKGもある一方、5年以上の利用にも柔軟に対応しているKGもある。年限を厳格に運用した場合、空いてしまった区画が埋まらない危険性が考えられることや、せっかく地元住民たちとの関係を築けた利用者を引き離すことにもなりかねない問題もある。これに対し、短いサイクルで利用者を入れ替えた場合、より多くの人々が当該地域を訪れることから地域の宣伝につながる可能性がある。さらにKGの契約が切れた人が当該地域の空き家などを探して移住する事例も少なからず見受けられる。

利用契約の際の規約によく書かれている内容としては、①利用者による農園管理、②地元住民との交流、③交流イベントへの参加、④最低限の利用日数の設定、⑤当該地域での日用品の調達、などが見られる。①は、外での作業であるために他人と顔を合わせる機会ができ、また農園、農作業という共通の話題ができることから地元住民との交流のきっかけとして機能する可能性がある。②、③については規約に謳うのみでは十分でない旨を既報<sup>1)</sup>で述べた。④は利用頻度を高めるための方向付けである。当該地域での金銭の消費を多くすること、また地元住民と知り合う機会を増やすことへと機能させることが可能であ

る。同様に⑤は、食材や消耗品から家電などを地元地域で購入するようにとの指示である。

ところが、利用規約があっても、それを遵守しない利用者も見られる<sup>1)</sup>。そのため、利用者については適切な人選が重要である<sup>1)</sup>。抽選のみで選別している事例も多く見られるが、できれば面接か、少なくとも書類選考は必要ではないかと著者らは考えている。

### 4. 地元住民をKGに関与させるための仕組み

地元住民にKGに関する何らかの業務を課し、その給金の形で経済的な還元を計っている事例が見られる。内容としては、共有部の清掃などの軽微なものや、イベントの手伝い、農作業講習会の講師から、KGの管理運営に直接携わるといふ負担の大きなもの<sup>2)</sup>など、KGによって様々である。雇用の形態も、定期的なものから不定期なものまで多様である。

利用者との直接的な交流に向けて、共同作業やレクリエーション、宴会などの各種のイベントが、大半のKGで催されている。ただし、行政からのお仕着せで形骸化したものも見られる<sup>6)</sup>。利用者および地元住民による自発的なものへと誘導していきたい。

また、利用者に対する支援組織を設け、個別の対応を図っているKGもある<sup>3)7)</sup>。この計画にあたっての注意点は既報<sup>3)</sup>で指摘した。

以上のように、より高い地域活性化効果を及ぼすためには、地元住民に対しても相応の負担をかけざるを得ない。ところが、特に不慣れた初動段階においては、地元住民に対する精神的な負担が軽視できない。ひとつの対処法として、準備の充実、ならびに個人対応ではなく集団としての対応を検討する必要がある。これは準備期間におけるワークショップなど<sup>2)</sup>を通じて、寄り合いの新設・再生などの社会的活性化にもつながると考えられる。

文献 1)井上ほか(2009):農村計画学会誌27, 2)井上ほか(2010)農村計画学会誌28, 3)牧山ほか(2010)農村計画学会誌28, 4)井上ほか(2008):農業農村工学会大会講要, 5)田村ほか(2004):農村計画論文集6, 6)牧山ほか(2006):農土論集241, 7)長谷山(1996):農業および園芸71(10)